

不在村農地所有者の 農地の管理実態等に関する調査結果概要

目 次

I.	調査要領	・・・	1
II.	調査結果のまとめ	・・・	2
III.	調査結果の概要表	・・・	4
	《参考》「不在村農地所有者の農地の 管理実態等に関する調査」調査票	・・・	14

平成22年12月
青 森 県 農 業 会 議

「不在村農地所有者の農地の管理実態等に関する調査」結果概要

I 調査要領

1. 調査の目的

近年、相続を通じて不在村で農地を所有する者が急増しており、そうした農地が遊休化する傾向がみられます。

不在村農地所有の管理実態に関する調査は、直近では平成19年1月に実施したところですが、昨年12月に施行された農地法等改正において、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会への届出が義務化されるなどの措置が講じられていることから、改めて実施することにしたものです。

本調査では、地域の農地の有効利用と遊休農地（耕作放棄地）の発生防止・解消に向けた取り組みに資するため、全市町村農業委員会を対象に、①不在村農地所有者の農地の保有・管理実態、②不在村農地所有者の農地所有が引き起こしている問題とその有効利用を阻害する要因、③遊休農地（耕作放棄地）の発生防止・解消に向けた対策等について調査を実施したところであり、今後の対策の強化に役立てることを目的にしています。

2. 調査時点

平成22年9月1日

3. 調査方法

県内全市町村の農業委員会が調査を実施し、本会に回答を寄せていただきました。

なお、全国農業会議所による全都道府県の農業委員会を対象とした調査であることから、本会による集約を通して全国農業会議所に報告したところです。

4. 主な調査項目

- (1) 不在村農地所有者の農地の保有・管理実態
- (2) 不在村農地所有者の農地が引き起こしている問題
- (3) 不在村農地所有者の農地所有状況を把握するための取り組み・方法
- (4) 不在村農地所有者が所有する農地への対策
- (5) 不在村農地所有者が所有する耕作放棄地の有効利用を進めるための方策
- (6) 農地利用状況調査の取り組み

II 調査結果のまとめ

本調査に対して全農業委員会から回答が得られたことから、概ね県内の全農地が調査対象とされ、そこから得られた結果ということになります。

以下、調査結果の特徴だけを記して、まとめといたします。

1. 耕作放棄地面積は4900haで耕作放棄地率3%

耕作放棄地面積は、農業委員会等が、管内全農地を対象に実施した耕作放棄地全体調査、及び農地利用状況調査（農地パトロール）の結果から農業委員会が把握したものであり、その結果は4,904haで、2005年農林業センサスにおける耕作放棄地面積7,402haを大きく下回りました。

この耕作放棄地4,904haは、これら農業委員会があげた全農地面積166,036haに対して3.0%で、これがいわゆる耕作放棄地率ということになります。

なお、センサスは、第三者による客観的な調査ではなく、調査対象農家が記入するもので、「主観」が色濃く反映されるものであることから、この中には（耕作放棄地でない）不作付けの保全管理農地等が少なからず含まれていると推定され、その結果、本調査との差異が生じたと考えられます。

〔表 I - 1 - (1) (2)〕

2. 農地の1割は不在村者所有だが耕作放棄地率はさほど高くない

全農地面積のうち不在村者が1割を超える17,763haを所有しており、その3.4%が耕作放棄地となっています。このように、在村・不在村といった所有者の様態を問わない全体の耕作放棄地率（3.0%）よりは若干高いものの、所有者が不在であることを理由にしての耕作放棄地率は、それほど高いとは言えない結果となりました。

これはまた、調査結果では県外在住（不明含む）の所有者が29%と3割近いにもかかわらず、ほとんどの所有農地が耕作されていることを示すものでもあり、注目にあたります。

〔表 I - 1 - (3) ~ (6)、II - 1〕

3. 制度の実施上阻害となっているケースはある

所有者が不在村であるために制度の実施上阻害となったことのある項目を割合で示せば以下のとおりです（県内40の農業委員会数が母数）。

(1) 連絡先不明により利用権設定が困難だったケース … 12.5%

(2) 利用権設定中の農地を不在村者が相続し利用継続が困難になったケース
… 10.0%

(3) 土地改良事業実施の合意形成ができなかったケース … 2.5%

(4) 公共買収予定地に不在村者所有農地があり計画変更等したケース … 7.5%

〔表 II - 2 ~ 4〕

4. 農委会の活動により耕作放棄解消例も多い

不在村所有者に対して農業委員会が行った個別連絡や助言等の活動により、過去5年間で63筆、約19haの耕作放棄地が解消され、その75%は担い手への利用集積という形で達成されています。

〔表Ⅲ－1～2〕

5. 3分の1の農委会管内で不在村所有者は増加傾向

35%にあたる農業委員会が、過去5年間で不在村所有者が「増えている」とし、その要因として「すでに他出している相続人が所有権を取得する」をあげ、さらにこれら農地の活用者の有無について「借り手が見つからない農地がほとんど」とする農業委員会が47.5%と約半数を占めました。

〔表Ⅳ－1～3〕

6. 重要なのは担い手への利用集積

不在村所有者が抱えている耕作放棄地を有効利用するための方策として、「担い手への農地利用集積の推進」をあげた農業委員会が77.5%に達し、次いで「地域農業者や住民が参画した解消・発生防止活動」を60%の農業委員会があげています。

また、新農地法で農業委員会に義務づけられた農地利用状況調査（農地パトロール）について、実施済みまたは実施予定の時期を月別にみると、9月（12委員会）、10月（11委員会）、8月（10委員会）と8月～10月にある程度集中しています。

〔表Ⅴ－1～2、Ⅵ－1～3〕

Ⅲ 調査結果の概要表

I. 不在村農地所有者の農地の保有・管理実態

1. 管内の農地面積の実態

(1) 管内の農地の総面積 (ha)

	①田	②畑	③樹園地	④採草地	⑤総面積
東青	9461.0	2295.0	1120.0	869.0	13745.0
西・つがる	17784.4	4621.6	587.9	30.7	23024.6
中弘	4960.0	2700.0	10095.0	0.0	17755.0
津軽南	8543.0	2796.0	3377.0	192.0	14908.0
北五	14018.3	2151.7	3020.5	61.0	19251.5
上十三	25590.9	20707.9	21.7	1251.4	47571.9
下北	2540.0	4056.0	61.0	363.0	7020.0
三八	8441.7	11070.5	2458.5	789.8	22760.5
県	91339.3	50398.7	20741.6	3556.9	166036.5

(2) 管内の耕作放棄地面積 (ha)

面積	①田	②畑	③樹園地	④採草地	⑤総面積
東青	417.5	518.1	0.4	0.0	936.0
西・つがる	225.7	453.7	1.2	0.0	680.6
中弘	14.0	217.9	2.8	0.0	234.7
津軽南	40.8	466.9	294.9	0.0	802.6
北五	4.9	28.3	2.4	0.0	35.6
上十三	681.5	301.2	0.0	0.0	982.7
下北	132.0	330.0	3.0	13.0	478.0
三八	303.3	442.4	7.0	1.0	753.7
県	1819.7	2758.5	311.7	14	4903.9

(3) 管内の不在村農地所有者所有の農地面積 (ha)

所有農地	①田	②畑	③樹園地	④採草地	⑤総面積
東青	585.6	603.2	25.0	0.0	1213.8
西・つがる	3944.4	573.6	51.8	1.6	4571.4
中弘	420.1	677.9	807.5	0.0	1905.5
津軽南	945.9	502.4	74.8	0.0	1523.1
北五	932.5	341.4	139.0	0.0	1412.9
上十三	1665.2	1985.8	0.0	0.0	3651.0
下北	26.7	56.4	0.0	19.0	102.1
三八	601.9	1458.2	9.4	1313.7	3383.2
県	9122.3	6198.9	1107.5	1334.3	17763.0

(4) (3) のうち、相続農地面積（概ね過去5年間に相続した面積） (ha)

うち相続農地	①田	②畑	③樹園地	④採草地	⑤総面積
東青	127.0	162.0	9.0	0.0	298.0
西・つがる	7.7	3.0	0.0	0.0	10.7
中弘	50.3	48.0	102.5	0.0	200.8
津軽南	43.3	12.7	6.6	0.0	62.6
北五	42.8	3.9	9.8	0.0	56.5
上十三	32.1	31.8	0.0	0.0	63.9
下北	4.2	10.1	0.0	6.0	20.3
三八	11.1	4.5	0.0	0.0	15.6
県	318.5	276.0	127.9	6.0	728.4

(5) (3) のうち、耕作放棄地面積 (ha)

耕作放棄地	①田	②畑	③樹園地	④採草地	⑤総面積
東青	41.0	90.0	0.0	0.0	131.0
西・つがる	11.6	51.5	0.0	0.0	63.1
中弘	1.7	36.3	0.0	0.0	38.0
津軽南	10.7	107.6	29.0	0.0	147.3
北五	2.0	4.1	1.0	0.0	7.1
上十三	55.5	37.2	0.0	0.0	92.7
下北	22.5	34.6	0.0	4.0	61.1
三八	20.2	34.7	0.5	0.0	55.4
県	165.2	396.0	30.5	4.0	595.7

(6) (5) のうち、相続農地面積 (ha)

うち相続農地	①田	②畑	③樹園地	④採草地	⑤合計
東青	0.4	9.5	0.0	0.0	9.9
西・つがる	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中弘	0.2	4.3	0.0	0.0	4.5
津軽南	0.3	4.0	0.0	0.0	4.3
北五	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上十三	4.3	0.2	0.0	0.0	4.5
下北	2.8	4.0	0.0	2.0	8.8
三八	1.7	3.5	0.0	0.0	5.2
県	9.7	25.5	0.0	2.0	37.2

Ⅱ. 不在村農地所有者の農地が引き起こしている問題について

1. 不在村農地所有者の居住地

(人)

	①隣接する市 区町村	②①以外の 都道府県内	③都道府県 外	④日本国外	⑤不明	⑥合計
東青	431	1,000	1,508	2	211	3,152
西・つがる	110	42	49	0	0	201
中弘	1,411	185	513	0	0	2,109
津軽南	1,551	196	122	2	0	1,871
北五	1,371	79	455	0	0	1,905
上十三	2,597	828	1,063	9	120	5,627
下北	95	203	192	0	3	493
三八	2,182	548	1,291	4	15	4,040
県	9,748	3,081	5,193	17	349	19,398

2. 利用権設定について

(1) 連絡先不明により利用権設定が困難だったケース (1市町村未回答)

ある	5
ない	34

(2) (1)『ある』のうち、利用権を設定できなかった原因は何か (複数回答可)

不在村農地所有者の住所等が不明で連絡をとることができなかった	3
不在村農地所有者と連絡はとれたが、同意を得ることができなかった	3
共有農地の状態で、権利者全員の同意が集められなかった	3
その他	

(3) 利用権設定中の農地を、地主の死亡により不在村者が相続したため、引き続いて利用権を設定できなくなったようなケース

ある	4
ない	36

(4) (3)の『ある』のうち、概ね過去5年間に利用権を設定できなかったケースは合計何件くらいあるか

a: 1~2件程度	1	c: 10件程度	0
b: 5件程度	0	d: 20件以上	1

3. 土地改良事業実施の合意形成ができなかったケース（概ね過去5年間）

ある	1
ない	39

4. 公共買収対象農地の計画変更等したケース

ある	3
ない	37

Ⅲ. 不在村農地所有者の農地所有状況を把握するための取り組み・方法

1. 不在村農地所有者からの相談等の受け付け

(1) 過去1年間に、不在村農地所有者から農地の管理・処分について相談や問い合わせを受けたことがあるか

ある	17
※何件くらいあったか(総数)	38
ない	23

※『ある』場合、その具体的な相談・問い合わせの内容（1市町村未回答）

農地を売りたい・貸したい	14
農地の権利移動にかかる手続きについて	1
農地の遺贈について	1

(2) 「不在村農地所有者からの農地の管理・処分についてご相談にのります」といった広報活動を行っているか

出している(出したことがある)	4
出していない	36

2. 不在村農地所有者の農地に関する情報の管理と活用について

(1) 不在村農地所有者の耕作放棄地に関する情報を活用して所有者に連絡をとっているか（複数回答可）

ハガキ・電話による啓発と意向確認をしている	10
農地活用相談会などを開催している	0
不在村農地所有者のところへ出向いて直接面談による話し合いをしている	0
その他	4
特別な活動はしていないが、今後取り組んでいく方向である	20
特別な活動はしておらず、現在のところ取り組みの見通しがたかない	7

(2) (1)の結果、利用状況が改善された実績は、概ね過去5年間でどのくらいあったか
 また、解消された耕作放棄地面積のうち、その維持・管理について、耕作や草刈りなど維持・管理に必要な経費（管理費）を、農地所有者から借人（借り手）等に支払っている農地はどれくらいか

	農地所有者数(人)	筆数(筆)	面積(ha)
耕作放棄地解消の実績	35	63	18.7
管理費を所有者が負担	2	3	2.1

(3) (1)の活動の結果、耕作放棄地はどのように解消されたか

担い手への利用集積	市民農園への活用	草刈等による適正管理	その他
75		42.0	

IV. 不在村農地所有者が所有する農地への対策

1. 概ね過去5年間で不在村農地所有者は増えているか

増えている	14
増えていない	4
どちらともいえない	22

2. 1.の「増えている」について、その最大の要因は何か

在村者である地主の死亡に伴う相続により、既に他出していた子どもが不在村農地所有者となる	12
在村者が他出することで不在村農地所有者となる	2
遺産分割に伴う農地の分割によって不在村農地所有者が発生する(後継ぎ以外への相続)	0
その他	0

3. 管内にある不在村農地所有者の農地で借り手が見つかる農地はどれくらいあるか

借り手が見つからない農地がほとんどである	19
借り手が見つからない農地が4分の3くらいである	4
借り手が見つからない農地が半分くらいである	3
借り手が見つからない農地は4分の1くらいである	5
その他	6

※「その他」の具体的内容

ほとんど見つかる	3
把握していない	2
所有者自らが耕作	1

V. 不在村農地所有者が所有する耕作放棄地の有効利用を進めるための方策

1. 不在村農地所有者が所有する耕作放棄地の有効利用を進めるための方策として、特に重要と考えるもの（2つまで回答可）

新規作物や地域特産物の導入	5
担い手への農地利用集積の推進	31
農業体験活動や都市農村交流等の推進による地域の活性化	1
地域農業者や住民が参画した耕作放棄地解消・発生防止活動	24
飼料作物の生産や放牧利用の推進	5
その他	4

※「その他」の具体的内容

特になし	2
農地の地目変更	1
所有者自らが耕作	1

2. 地域の農地の有効利用を図るための耕作放棄地発生防止・解消対策について現場の視点から重要と思われるもの

青森市	所有者に対する意識の啓発。
平内町	農地を相続等によって取得しても、耕作できないので、売れるものなら売りたいが、買い手はいない。よってそのまま放置することになる。当町の農業は主として水稻の作付が多く、いったん転作をすると、農地の水はけが悪くなったりして、農地の利用ができなくなり、そのまま放棄してしまうケースもある。
今別町	農家の労働報酬に見合う特産農作物の開発。
蓬田村	担い手への農地利用集積の推進、地域農業者や住民が参画した耕作放棄地解消・発生防止活動。
弘前市	農家が生産意欲を保ち続ける程度の所得が得られること。
西目屋村	担い手への農地利用集積の推進。

黒石市	隣接する農地の所有者や耕作者に、所有権移転するか、貸借契約を進める。
平川市	<p>当地域には、昔、水稻の菌を育てる場所として利用していた、通称「苗代」と呼ぶ農地があります。「苗代」は、1区画が1a程度の農地が1ヶ所に十数人分集まって、全体で10～30aの団地になっています。</p> <p>問題のある苗代は、団地の中に水路（官地）がある所です。</p> <p>近年、水稻の育苗がハウスで行われるようになってからは、苗代が使われずに放棄地になるケースが多くなりました。</p> <p>この解消にあたっては、苗代の所有者のうち、耕作を希望する者に所有権を集めて集積を図ることが望ましいが、団地の中に水路（官地）がある場合、区画を大きくする際の障害になっています。このことから、放棄地の再生に向けて、ハード面の補助だけでなく、登記費用など、ソフト面への支援も必要だと思います。</p>
藤崎町	農業所得が大幅に向上すること（耕作しても利益率が非常に低いため、所有者は耕作せず、借り手等もなかなか見つからない。）。
大鰐町	認定農業者等への利用集積。
田舎館村	担い手への農地利用集積。農道や水路の整備。耕作しやすい農地への基盤整備。
鶴田町	農地の利用集積を進める事が最重要課題である。
十和田市	所有者の現住地や連絡先が台帳と変わっている場合が見受けられるので、これを把握することが重要と思われます。
三沢市	<p>毎年一定期に遊休・耕作放棄地の発生防止・解消又は、無断転用防止についての啓発活動を実施するとともに、相談活動を通じ、担い手への遊休農地の利用促進を図る。</p> <p>また、耕作放棄地所有者に対する農業委員会の指導の徹底。</p>
七戸町	<p>耕作されていない農地の把握と、放棄される前に耕作者を見つけ、貸借等により、継続的に耕作されるようにする。</p> <p>耕作条件（ほ場条件）が悪い場所のほ場整備。</p>
東北町	農地パトロール等による、放棄地の把握・監視等及び、防止・解消にかかる啓蒙活動。

おいらせ町	<p>農業委員から、「農家個人での農業経営は、十年後には成立しないのでは？」との声が挙がっている。</p> <p>法人化や集落営農についてのノウハウを、若い農業者に与える機会を作ることが重要と思われる。</p>
六ヶ所村	農地パトロールの実施。
むつ市	<p>農地の監視活動の強化（パトロール）。</p> <p>認定農業者等担い手へのあっせん活動の展開の強化。</p>
大間町	担い手への農地利用集積。
八戸市	担い手への農地利用集積の推進。
五戸町	国の耕作放棄地解消補助事業等の活用及び農業委員・認定農業者・地域住民によるボランティア活動等が実施されることを望んでいる。
階上町	当町でも担い手への農地利用集積に努めていますが、認定農業者等にも限界が…。地域特産物や新規作物の開拓など、新分野を考えなければ、今以上に耕作放棄地発生防止に歯止めがかからないのではと考えています。
新郷村	中山間地域では、地域の担い手が将来的に安定した農業経営が見込めるような農業政策を必要としており、農業だけで生計を立てられない現状では、耕作放棄地は増える一方である。

VI. 農地利用状況調査の取り組みについて

1. 農地利用状況調査の実施時期

()月に実施した	20
()月に実施する予定	13
実施する予定だが、時期(及び実施体制)等について現在検討中	5
実施体制及び実施時期の目処がたたない	3

※実施した時期

1月	0	7月	5
2月	0	8月	9
3月	0	9月	9
4月	0	10月	2
5月	1	11月	2
6月	2	12月	1

※実施予定時期

1月	0	7月	1
2月	0	8月	1
3月	0	9月	3
4月	0	10月	9
5月	0	11月	0
6月	0	12月	0

※実施体制および実施時期の目処がたたない理由（1市町村未回答）

人員不足	2
------	---

2. 農地利用状況調査の実施における他団体等との共同・連携について

農業委員会単独で実施	32
耕作放棄地対策協議会と共同・連携して実施	3
JA組織と共同・連携して実施（※JAが耕作放棄地対策協議会の構成員の場合を除く）	0
地元組織〔農家組合（農区）や土地改良区等〕と共同・連携して実施	0
その他	4

※その他の具体的内容

地域に精通した人と共同出実施予定	1
市・JA・土地改良区と共同で実施	1
県・市の担当部局と共同で実施	1
農林部門担当課と連携し実施	1

《参考》

「不在村農地所有者の農地の管理実態等に関する調査」調査票

平成22年9月
都道府県農業会議
全国農業会議所

近年、相続を通じて不在村で農地を所有する者が急増しており、そうした農地が遊休化する傾向にあります。

不在村農地所有の管理実態に関する調査は、直近では平成19年1月に実施したところですが、昨年12月に施行された農地法等改正において、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会への届出が義務化されるなどの措置が講じられていることから、改めて実施することといたしました。

本調査では、地域の農地の有効利用と遊休農地（耕作放棄地）の発生防止・解消にむけた取り組みに資するため、全市区町村農業委員会を対象に、①不在村農地所有者の農地の保有・管理実態、②不在村農地所有者の農地所有が引き起こしている問題とその有効利用を阻害する要因、③遊休農地（耕作放棄地）の発生防止・解消に向けた対策等について調査を実施し、今後の対策の強化に役立てることとしております。

なお、本調査の回答のために、改めて現地調査等を行っていただく必要はございません。あくまで、既存のデータ・資料でご回答いただければ結構です。

何卒ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

都・道 府・県	市・区 町・村	農業委員会
------------	------------	-------

調査時点：2010年9月1日

市区町村コード（記入は不要です）

--	--	--	--	--

I. 不在村農地所有者の農地の保有・管理実態

1. 管内の農地面積の実態

(1) 貴農業委員会の管内の農地の総面積をご記入ください。

※農地基本台帳等、調査時点で農業委員会が管理している情報をもとにご記入ください。

	①田	②畑	③樹園地	④採草地	⑤総面積
面積	ha	ha	ha	ha	ha

(2) 管内の耕作放棄地面積をご記入ください。

※耕作放棄地全体調査結果、利用状況調査等、調査時点で農業委員会が管理している情報をもとにご記入ください。

	①田	②畑	③樹園地	④採草地	⑤総面積
面積	ha	ha	ha	ha	ha

(3) 管内の不在村農地所有者が所有する農地面積をご記入ください。

また、そのうち相続農地の面積（概ね過去5年間に相続した面積）は概ねどれくらいか、調査時点で農業委員会が管理している情報をもとにご記入ください。

所有農地	①田	②畑	③樹園地	④採草地	⑤総面積
面積	ha	ha	ha	ha	ha
うち相続農地	①田	②畑	③樹園地	④採草地	⑤総面積
面積	ha	ha	ha	ha	ha

(4) (3)のうち、耕作放棄地面積は概ねどのくらいか、ご記入ください。

耕作放棄地	①田	②畑	③樹園地	④採草地	⑤総面積
面積	ha	ha	ha	ha	ha
うち相続農地	①田	②畑	③樹園地	④採草地	⑤合計
面積	ha	ha	ha	ha	ha

II. 不在村農地所有者の農地が引き起こしている問題について

1. 管内の不在村農地所有者が農地を所有するようになった経緯

不在村農地所有者の居住地について、およそで結構ですので、把握している人数をご記入ください。

①隣接する 市区町村	②①以外の 都道府県内	③都道府県 外	④日本国外	⑤不明	⑥合計
人	人	人	人	人	人

2. 利用権設定について

(1) 不在村農地所有者の農地で、これまで概ね過去5年間に、「所有者の連絡先が不明」等の理由で、利用権を設定することができなかったケースはありましたか。

次のいずれかに○をつけてください。

a	ある
b	ない

(2) (1) で「a ある」に○をつけられた農業委員会におたずねします。利用権を設定できなかった原因は何ですか。該当するものすべてに○をつけてください。

a	不在村農地所有者の住所等が不明で連絡をとることができなかった
b	不在村農地所有者と連絡はとれたが、同意を得ることができなかった
c	共有農地の状態で、権利者全員の同意を集められなかった
d	その他 ()

(3) これまで概ね過去5年間に、利用権を設定していた農地が、地主の死亡によって、相続により不在村者の所有となったため、引き続いて利用権を設定できなくなったようなケースはありますか。次のいずれかに○をつけてください。

a	ある
b	ない

(4) (3) で「a ある」に○をつけられた農業委員会におたずねします。(3) のような理由で利用権を設定できなかったケースは概ね過去5年間で合計何件くらいありますか。次のいずれかに○をつけてください。

a	1～2件程度
b	5件程度
c	10件程度
d	20件以上

3. これまで概ね過去5年間に、土地改良事業を実施しようとして不在村農地所有者が所有する農地が原因となって合意形成に至らなかったことがありましたか。次のいずれかに○をつけてください。(※関係部署等にご確認ください)

a	ある
b	ない

4. これまで概ね過去5年間に、公共買収対象農地のなかに不在村農地所有者が所有する農地があったため、計画を変更したなどの問題が生じたことがありますか。次のいずれかに○をつけてください。(※関係部署等にご確認ください)

a	ある
b	ない

Ⅲ. 不在村農地所有者の農地所有状況を把握するための取り組み・方法

1. 不在村農地所有者からの相談等の受け付け

(1) 貴農業委員会では、過去1年間に、不在村農地所有者から農地の管理・処分に

ついて相談や問い合わせを受けたことがありますか。

次のいずれかに○をつけてください。

a	ある
	① 何件くらいありましたか () 件 ② その具体的な相談・問い合わせの内容を教えてください
b	ない

(2) 貴農業委員会では「不在村農地所有者からの農地の管理・処分についてご相談にのります」といった広報活動を行っていますか(ホームページ掲載も含まれます。) 次のいずれかに○をつけてください。

a	出している(出したことがある)
b	出していない

2. 不在村農地所有者の農地に関する情報の管理と活用について

(1) 貴農業委員会では、不在村農地所有者の耕作放棄地に関する情報を活用して所有者に連絡をとっていますか。該当するものすべてに○をつけてください。

a	ハガキ・電話による啓発と意向確認をしている
b	農地活用相談会などを開催している
c	不在村農地所有者のところへ出向いて直接面談による話し合いをしている
d	その他
e	特別な活動はしていないが、今後取り組んでいく方向である
f	特別な活動はしておらず、現在のところ取り組みの見通しがたたない

(2) 上記の活動の結果、耕作放棄地解消につながった、または、担い手への利用集積に結び付くなど利用状況が改善された実績は、概ね過去5年間でどのくらいありますか。

また、解消された耕作放棄地面積のうち、その維持・管理について、耕作や草刈りなど維持・管理に必要な経費(管理費)を、農地所有者から借人(借り手)等に支払っている農地はどれくらいですか。

	農地所有者数	筆数	面積
耕作放棄地解消の実績	人	筆	ha
管理費を所有者が負担	人	筆	ha

- (3) 上記の活動の結果、耕作放棄地はどのように解消されましたか。
 およその割合でおこたえください。

担い手への利用集積	市民農園への活用	草刈等による適正管理
%	%	%
その他	(その他の内容)	
%		

IV. 不在村農地所有者が所有する農地への対策

1. 貴農業委員会の管内では、概ね過去5年間で不在村農地所有者は増えていますか。
 次のいずれかに○をつけてください。

a	増えている
b	増えていない
c	どちらともいえない

2. 1で「a 増えている」に○をつけられた農業委員会におたずねします。管内で不在村農地所有者が増える最大の要因は何ですか。1つ選んで○をつけてください。

a	在村者である地主の死亡に伴う相続により、既に他出していた子どもが不在村農地所有者となる
b	在村者が他出することで不在村農地所有者となる
c	遺産分割に伴う農地の分割によって不在村農地所有者が発生する（後継ぎ以外への相続）
d	その他 <div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div>

3. 貴農業委員会の管内にある不在村農地所有者の農地で借り手が見つかる農地はどれくらいありますか。最もあてはまるものを1つ選んで○をつけてください。

a	借り手が見つからない農地がほとんどである
b	借り手が見つからない農地が4分の3くらいである
c	借り手が見つからない農地が半分くらいある
d	借り手が見つからない農地は4分の1くらいである
e	その他 <div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div>

V. 不在村農地所有者が所有する耕作放棄地の有効利用を進めるための方策

1. 不在村農地所有者が所有する耕作放棄地の有効利用を進めるための方策として、特に重要と考えるもの2つに○をつけてください。

a	新規作物や地域特産物の導入
b	担い手への農地利用集積の推進
c	農業体験活動や都市農村交流等の推進による地域の活性化
d	地域農業者や住民が参画した耕作放棄地解消・発生防止活動
e	飼料作物の生産や放牧利用の推進
f	その他 ()

2. 地域の農地の有効利用を図るための耕作放棄地発生防止・解消対策について、現場の視点から重要と思われるものをご記入ください。

VI. 農地利用状況調査の取り組みについて

1. 農地利用状況調査の実施時期について、次のいずれかに○をつけてください。

a	()月に実施した ※ ()内に数字を記入
b	()月に実施する予定 ※ ()内に数字を記入
c	実施する予定だが、時期（及び実施体制）等について現在検討中
d	実施体制および実施時期の目処がたたない理由 ()

2. 農地利用状況調査の実施における他団体等との共同・連携について、次のいずれかに○をつけてください。

a	農業委員会単独で実施
b	耕作放棄地対策協議会と共同・連携して実施
c	J A組織と共同・連携して実施 (※J Aが耕作放棄地対策協議会の構成員の場合を除く)
d	地元組織〔農家組合(農区)や土地改良区等〕と共同・連携して実施
e	その他 <input type="text"/>

3. 農業委員会としての実施体制について

(1) 農業委員会としての実施体制について、次のいずれかに○をつけてください。

a	調査員と農業委員とで実施(職員が随行する場合を含む)
b	調査員だけで実施(職員が随行する場合を含む)
c	調査員を設置せず農業委員だけで実施(職員が随行する場合を含む)
d	調査員を設置せず職員だけで実施
e	その他 <input type="text"/>

(2) 調査員を設置している(a、bに○を記した)農業委員会におたずねします。次のいずれかに○をつけてください。

a	調査員は国の予算(農地制度実施円滑化事業費補助金)により設置
b	調査員は市区町村予算により設置
c	調査員は予算措置をせずに設置
d	その他 <input type="text"/>

(3) 上記で国の予算(農地制度実施円滑化事業費補助金)により調査員を設置した委員会におたずねします。次のいずれかに○をつけてください。

a	調査員は農業委員と農業委員以外の人を含む
b	調査員は全員が農業委員以外
c	調査員は全員が農業委員
d	その他 <input type="text"/>

ご協力ありがとうございました。